平成２７年（フ）第１９３５号
神奈川県大和市上草柳７丁目10番７号　サングレイス鶴間304号
債務者　丸山　倉司
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
横浜市鶴見区生麦３丁目16番24―409号
債務者　鈴木　忠夫
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目28番３号
債務者　鶴田みどり（旧姓峯松）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６号
神奈川県綾瀬市上土棚中７丁目１番１―146号
債務者　照井　盛市
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０号
横浜市旭区金が谷１丁目２番24―203号
債務者　吉田　　翼
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
静岡県島田市元島田9059番地の１　フローラサノＡ棟203号室
債務者　酒井　瑞樹
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７２１号
東京都練馬区関町南３丁目14―７―105
債務者　関谷　尚美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２６３号
東京都江東区東陽１丁目26―11―801
債務者　藤原　　僚
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９６号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ａ棟401号、旧住所静岡県藤枝市寺島976番地の１
債務者　増田　明彦
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目19番18―301号　カサデ・コスタ
債務者　名城美由紀
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９５号
栃木県小山市大字粟宮1006番地25　ノートルシャトー102号室
債務者　松浦　翔太
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８４号
栃木県栃木市城内町２丁目43番５号　203号
破産者　大橋　法恵
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４４２号
静岡市駿河区東新田４丁目５番９号
破産者　清算会社ゼンシン工業有限会社
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３４号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷470番地10、商業登記簿上の本店所在地長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷470番地６
破産者　まる川漁業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
札幌市手稲区西宮の沢１条２丁目２番18号
破産者　株式会社札幌陸運
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７８号
札幌市豊平区平岸１条20丁目１番７号
破産者　有限会社中山工務店
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
岩手県下閉伊郡田野畑村浜岩泉119番地２
破産者　熊谷産業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部